

春の収蔵品展「幕末明治の絵画と行田」

郷土博物館が新たに収蔵したコレクションのうち、幕末から明治時代に描写された四季折々の絵画作品を展示します。行田ゆかりの画家である益田樸岳や貝原遜軒の彩色画や山水図など初公開資料を多数紹介します。

- ▶開催期間 4月22日(土)～5月28日(日)
- ▶会期中の休館日 5月1日を除く月曜日、4月28日(金)、5月26日(金)
- ▶開館時間 午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)
- ▶入館料 【大人】200円 【大学・高校生】100円 【小・中学生】50円 ※団体割引あり
- ▶問い合わせ 郷土博物館 ☎554-5911



益田樸岳画「牡丹図」(郷土博物館蔵)

縦覧・閲覧制度を利用して固定資産の確認ができます

固定資産税の納税に先立ち、「縦覧帳簿の縦覧」や「固定資産課税台帳の閲覧」によって、固定資産の内容を確認することができます。

縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋に固定資産税が課税されている方は、縦覧帳簿で市内の土地または家屋の価格を縦覧することができます。

- ▶日時 4月2日(日)～5月31日(火)(土曜日、祝日を除く) 【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分 【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶場所 税務課

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は、4月2日から令和5年度課税台帳を閲覧し、所有する固定資産の課税内容を確認することができます。

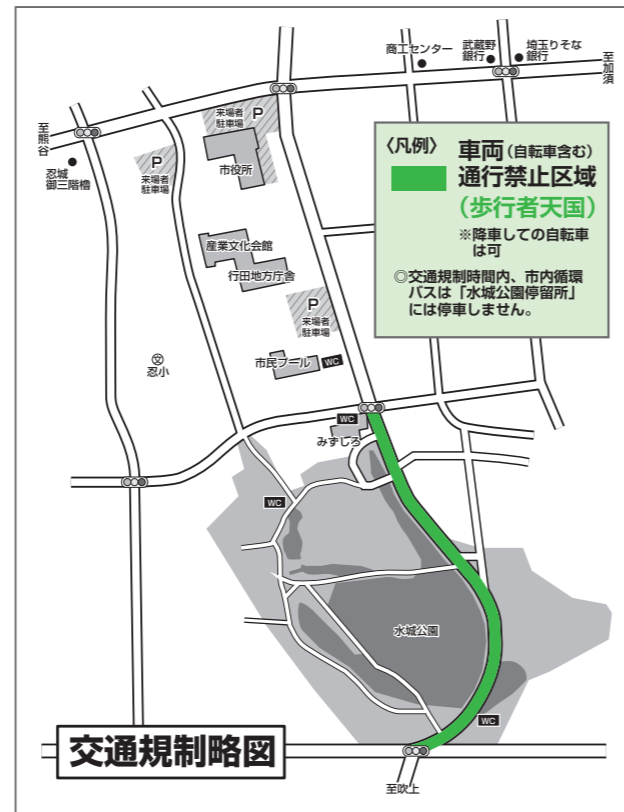
また、借地および借家人も、賃借権などの目的である固定資産に限って閲覧することができますが、賃貸借契約書などの確認を必要とします。詳しくは同課までお問い合わせください。

▶お願い 縦覧および閲覧ができる方かどうかを確認するため、運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを持参してください。また、代理の方が来る場合には、委任状なども併せて持参してください。

- ▶問い合わせ 同課資産税グループ(内線233・234)

行田春まつり

- ▶日時 5月13日(土)午前10時～午後4時(交通規制は午前10時～午後5時)
- ▶場所 水城公園およびその周辺
- ▶内容 植木などの露店出店、各種催し物
- ▶主催 行田春まつり実行委員会
- ▶その他
 - ・体調が優れない場合は、来場を控えてください。
 - ・会場およびその周辺で無人飛行物体(ドローンなど)の使用を禁止します。
- ▶問い合わせ 同実行委員会 ☎090-7814-9615 または商工観光課観光グループ(内線389)



市民活動講座

「人生100年時代の地域活動のススメ」

- ▶日時 5月13日(土)午前10時30分～11時30分
- ▶場所 コミュニティセンターみずしろ102会議室
- ▶内容 「健康寿命」を延ばすためには、人とのつながりが大切です。そのひとつとしての地域活動を気軽に楽しく始めるヒントを学びます。
- ▶講師 県共助社会づくり課職員
- ▶定員 20人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶申し込み 4月10日(月)から直接、電話で申し込み、または二次元コードを読み取り必要事項を入力の上、送信してください。
- ▶問い合わせ 地域活動推進課(内線253)



個人所有住宅などの改修資金を補助します

令和5年4月1日以降に市内の施工業者を利用して個人所有住宅などの改修工事を行った場合、その工事費の一部を補助します。

- ▶対象となる方 次の全ての要件を満たしている方
 - ・市内在住の方
 - ・改修工事を行う住宅などの所有者で、かつ現在居住している方
 - ・市税の滞納がない方
 - ・市が実施する他の同様の補助金や助成金を受けていない方
- ▶対象となる工事
 - ・住居部分およびその住宅に付帯する外構施設(駐車場、塀、門、外灯など)に関する修繕、改装工事
 - ・消費税を除く工事費が20万円以上の工事
 - ・令和5年4月1日以降に市内業者が行った工事
- ▶補助金額 消費税を除く工事費の5パーセント相当額(上限10万円)
- ▶申請開始日 4月17日(月)
- ▶必要書類
 - ①住宅改修資金補助金交付申請書兼請求書
 - ②住民票の写し
 - ③未納税額のないことの証明書(完納証明書)
 - ④固定資産税の課税明細書またはそれに代わる書類
 - ⑤工事証明書
 - ⑥改修工事前と改修工事後の現場写真
 - ⑦改修工事の工事内訳書(コピー可)(見積書、請求書および契約書など、工事の明細が分かるもの)
 - ⑧領収書(コピー可)
 ※申請に必要な書類は、商工観光課で配布(市ホームページからダウンロード可)しています。
- ▶その他
 - ・必ず工事着工後に申請してください。(工事着工後および支払い完了後に申請受け付け)
 - ・予算の範囲内での補助となりますので、年度途中で終了する場合があります。
- ▶申し込み 必要書類を持参または郵送により商工観光課に提出してください。 【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市商工観光課
- ▶問い合わせ 同課産業振興グループ(内線374)

公的個人認証システム更新作業に伴いマイナンバーカード業務を制限します

4月29日(土)～5月7日(日)の期間、公的個人認証システムの更新作業が実施されます。これにより、マイナンバーカードに係る一部の手続きが制限されますのでご注意ください。 ※マイナンバーカードの交付業務は4月30日(日)、5月1日(月)・2日(火)・7日(日)に実施します。

- ▶実施できない業務
 - ・電子証明書の発行、失効および更新
 - ・暗証番号初期化
 - ・券面事項更新(結婚などによる氏名変更、市内転居による住所変更などでマイナンバーカードの記載事項を変更する手続き)
- ▶注意 継続利用(他の市区町村からの引越越しによりマイナンバーカードを継続して利用する手続き)は可能ですが、その後の電子証明書の失効、発行手続きはできません。
- ▶問い合わせ 市民課住基ネット・マイナンバーカードグループ(内線249)

消費税のインボイス制度の説明会およびインボイス発行事業者の登録申請相談会を開催します

- ▶開催日 【免税事業者】4月25日(火)、5月16日(火)、6月13日(火) 【課税事業者】4月28日(金)、5月17日(水)、6月15日(木)
- ▶開催時間 午前10時～11時30分、午後1時30分～3時
- ▶場所 行田税務署2階会議室
- ▶定員 各回20人(予約制)
- ▶その他 インボイス発行事業者の登録申請相談会は、説明会終了後に受け付けます。
- ▶申し込み・問い合わせ 電話で行田税務署 ☎556-2121

公共下水道の供用開始区域を拡大しました

3月31日から次の供用開始区域を拡大しました。区域の詳細は、下水道課で閲覧できます。

- ▶供用開始区域 元荒川第10処理分区(藤原町1丁目の一部、藤原町2丁目の一部)
- ▶問い合わせ 同課業務グループ ☎564-0303

市営住宅の入居申し込みを変更します

これまで、市営住宅の申し込みは、通年で受け付けていましたが、令和5年度からは年2回(6月と11月)の定期募集に変更します。詳細は、今後、市報ぎょうだおよび市ホームページでお知らせします。

- ▶問い合わせ 営繕課 ☎550-1554 または埼玉県住宅供給公社熊谷支所 ☎577-6043